

令和5年度富士市介護保険施設等指導方針

この指導方針は、富士市が介護サービス事業者に対して介護サービスの内容、介護報酬等の請求等に関する指導を実施するに当たり、重点的に指導する事項を定めることにより、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とします。

第1 基本的な考え方

介護サービス事業者に対する指導に当たっては、指導と監査を明確に区分し、指導については、よりよい介護サービスの実現に向けた事業者の育成・支援に重点を置いて行います。

なお、運営指導に当たっては、指導方法について、あらかじめ日時、場所等を文書により介護サービス事業者へ通知しますが、あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知します。

第2 指導の重点事項

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられることとなりますが、感染の収束にはまだ時間がかかると想定されることから、感染防止対策の取組の徹底と、感染が疑われる者等発生した場合の適時適切な対応が図られるよう、以下の事項について指導します。

- (1) 感染症対策マニュアル等に基づき、事業所内で適切な対策が取られているか
- (2) マスクや消毒薬その他必要な衛生用品の備蓄に努めているか
- (3) 感染が疑われる者等が発生した場合に、指定権者等への連絡（集団感染が発生した場合）、消毒等の実施や勤務体制の見直しなどができる体制となっているか
- (4) 感染症対策委員会の開催、マニュアルの整備、研修の実施及び感染者発生時想定訓練の実施が基準に従って行なわれているか

2 「虐待防止」の徹底

介護サービス利用者の尊厳の保持にとって利用者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の未然防止、迅速な対応のための取組みが図られるよう、以下の事項について指導します。

- (1) 従業者等の研修の実施
 - ア 高齢者虐待防止、身体拘束廃止に資する研修
 - イ 認知症の理解、認知症高齢者に対するケアの質の向上に関する研修等
- (2) 利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備
- (3) その他の従業者等による高齢者虐待の防止等のための措置
 - ア 利用者の心身の状況に応じた適切な勤務体制の確保

- イ 従業者の介護技術等に応じた適切な勤務体制の確保
- ウ 従業者の相談体制の整備等

- (4) 担当者を置いた上で、虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が基準に従って行われているか
- (5) 虐待の疑いがある場合について、事業所として適切な対応が出来る体制となっているか
- (6) 虐待が起きてしまった場合に、事業所内部での迅速な確認及び勤務体制の的確な見直しや業務の指導が出来る体制となっているか

3 よりよいケアマネジメントの推進

個々の利用者の置かれている環境や希望等を把握分析した上で、利用者の自立を支援し、状態の悪化をできる限り防止する視点に立って、適切なケアが総合的かつ効率的に提供されるよう、一連のケアマネジメントプロセスの実施について指導します。

また、認知症の高齢者をはじめ、利用者が地域で自分らしく生活を続けていけるように、その人らしいあり方やなじみの生活の継続を意識してケアマネジメントを進めるよう促します。

【留意事項】

- ア アセスメントにおいて課題分析標準項目を具備するとともに、把握した情報を一度整理し、利用者にとって真に必要な課題を精査するよう促します。
- イ 国の「ケアプラン点検支援マニュアル」等を参考にして質問することにより、ケアプラン作成において不足しがちな視点を補います（利用者を支援する上で介護サービス以外の手段がないか等）。
- ウ ケアプランの作成に当たっては、利用者の家族等も含めて、支援に携わる多職種の者が協働して検討し、情報・認識を共有するよう指導します。
- エ 利用者の状態に応じた適切な長期目標及びそれを達成するための短期目標を明確に盛り込み、それらを達成する期間を適切に設定するよう指導します。
- オ 医療機関との連携を図るため、利用者の主治の医師等について、ケアプランへの位置付けを促します。
- カ ケアプランの作成後においても、継続的にサービスの実施状況や利用者の状況の変化等の把握を行い、ケアの内容等の再評価、改善等を促します。
- キ 初回のケアプラン作成だけでなく、ケアプラン変更に際しても所要のプロセスを踏むべきことを指導します。

4 利用者の安心・安全の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守

- (1) 身体拘束廃止等に係る運営上の指導
 - 身体拘束については、適切な手続きを踏まずに行った場合には虐待に該当することから、要件や手続きの面で極めて慎重な取扱いが求められます。これをふまえて、身体拘束に関する次の事項を重点的に指導します。
 - ア 緊急やむを得ない場合に例外的に身体拘束を行う場合の要件である3原則（切迫性、非代替性、一時性）について、要件の適合状況の確認
 - イ 身体拘束の態様及び時間、実施する際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録の有無

- ウ 実施に当たっての利用者・家族への説明と同意の有無
- エ 適切な解除予定時期の設定と再検討状況の確認
- オ 組織としての検討状況の確認
- カ 身体拘束に係る従業者に対する研修の実施の有無
- キ 身体拘束の適正化のための指針の整備

【留意事項】

- i 尊厳ある生活の実現に向けた利用者ごとのサービス提供プロセスについて、その重要性の理解の促進に努めます。
 - ii 虐待防止や身体拘束廃止について、従業者や利用者家族等に対して定期的に周知する機会を設けるよう指導します。
 - iii 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断については、「身体拘束廃止委員会」等といった組織において事前に手続き等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を整えるように促します。
 - iv 利用者や家族に対して、身体拘束について施設としての考え方を事前に説明している場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明するよう指導します。また、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行う等、説明手続きや説明者について事前に明文化しておくよう促します。
 - v 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、常に利用者の心身の状態等を観察し、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの再検討を行い、要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束を解除することを指導します。また、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察する等といった身体拘束の解除に向けた具体的な取組を行うよう促します。
- (2) 事故防止対策、苦情対応
- 事業者は、サービス提供中の事故を未然に防ぐことや再発生を防ぐための対策を講じる必要があることから、事故防止に向けた事業所全体での取組みを適切に行うよう指導します。また、苦情は、サービスの質の向上を図る上で重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえて、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行うよう指導します。
- ア 事業所における事故報告、ヒヤリハット、苦情報告の徹底及び従業者間での情報共有の徹底
 - イ 事故報告、ヒヤリハットを活用した原因究明、実効性のある事故防止対策の実施の徹底
 - ウ 市に報告すべき事故の報告の徹底
- (3) 「計画」の適切な作成
- ア 居宅サービス計画・施設サービス計画
 - ケアマネジメントについては、個々の利用者の置かれている環境や希望などを把握、分析した上で、利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点に立って、適切なケアが総合的かつ効率的に提供されるよう、以下のプロセスの実施について、徹底を図ります。
 - ① 利用者の状況を把握し、生活上の課題を分析する。（アセスメント）
 - ② アセスメントを踏まえて総合的な援助方針、目標を設定するとともに、利用者の希望等を考慮して適切な介護サービス等を組み合わせる。（プランニング）

- ③ ①及び②について、サービス担当者会議等において支援にかかわる専門職間で検討・調整し、認識を共有した上で効果的・効率的な居宅・施設サービス計画（ケアプラン）を策定する。（多種職協働）
- ④ ケアプランの作成後においても、継続的にそれぞれのサービスの実施状況や利用者の状況の変化等を把握し、ケアの内容等の再評価・改善を図る。（モニタリング）

【居宅サービス計画】

- i 運営指導において、所要のプロセスを適切に行っておらず、運営基準減算に該当するなどの不適切な事例が見受けられるため、介護保険制度の基本理念を実現する上で、指定居宅介護支援事業者が極めて重要な役割を果たすことについて、徹底を図ります。
- ii ケアプランの作成遅延に伴う、サービス事業所への交付の遅れが、サービス事業所における個別サービス計画の作成遅延につながることから、適時のケアプランの作成について指導します。
- iii 適切なケアプラン作成のためには、医療をはじめとする他機関との連携を積極的に図るよう指導します。

【施設サービス計画】

- i 介護保険施設等の施設サービス計画について、アセスメントやモニタリング等を介護職員が行っているなど、介護支援専門員によるケアマネジメントが適切に行われていない事例が見受けられるため、介護支援専門員が適切にケアマネジメントを行うよう強く指導します。
- ii サービス担当者会議について、適時に開催しているか確認します。
- iii モニタリングについて、内容が乏しいと認められる事例、結果の記録の内容が不明確な事例などが見受けられるため、サービスの実施状況、利用者の満足度、目標に対する進捗状況の把握、評価、計画変更の必要性の検討等適切に行うとともに、これらの結果を明確に記録するよう指導します。

イ 居宅サービス事業所等における個別サービス計画

- ① ケアプランの交付遅れなどにより、個別サービス計画の作成が遅延している事例が見受けられることから、個別サービス計画を作成し、当該計画を利用者等に説明し、同意を得て、利用者へ交付したうえで、サービス提供を行う必要があることについて、徹底を図ります。
- ② 居宅サービス計画等（ケアプラン）に沿って個別サービス計画が作成されていない事例や個別サービス計画に、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等必要な事項が記載されていない事例などが見受けられることから、サービス担当者会議等を通じて、居宅介護支援事業者との密接な連携を図るよう指導するとともに、ケアプランに沿った適切な内容の個別サービス計画を作成するよう徹底を図ります。

(4) 非常災害対策の徹底

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年8月に発生した岩手県における風水害等の教訓を活かし、また予想される南海トラフの巨大地震への備えとして、高齢者施設等における適切な災害への対応を図るよう、次の事項を重点的に指導します。

ア 水防法又は土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に

基づく市町地域防災計画に定める要配慮者利用施設による避難確保計画の作成と避難訓練の実施

- イ 地震、火災、風水害等の非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画（マニュアル）の作成
- ウ 非常災害に対する具体的計画の定期的な従業員への周知
- エ 避難・救出等の訓練の定期的な実施

【留意事項】

- i 静岡県「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」等を参考にして、日頃から地域との連携を図ること、従業員に対する防災教育や防災訓練を定期的実施すること等を指導し、平常時より非常災害に対する体制を整備するよう指導します。
 - ii 避難・救出等の訓練を行うに当たっては、その進め方等について消防関係者に相談すること、地域住民に参加を働きかけること、夜間等様々な状況を想定して行うこと等を指導し、より実践的な訓練を行うよう促します。
- (5) 業務継続に向けた取組の強化
新たな感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、想定訓練が適切に行われるよう指導します。
- (6) 「特別養護老人ホームにおける入所手続き」の適正な運用
平成27年4月1日以降、特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護3以上の方に限定され、要介護1又は2の方は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に、特例的に入所（特例入所）が認められることとなったが、特例入所の手続きが適切に行われていない施設が見受けられることから、特例入所を含む入所手続きが適正に行われるよう指導します。
- (7) 「富士圏域指定介護老人福祉施設入所指針」の運用状況の確認
富士圏域（富士市及び富士宮市）の指定介護老人福祉施設等における優先入所の取り扱いについては、平成15年より、静岡県の優先入所指針によらず、富士圏域指定介護老人福祉施設入所指針に基づき適正な運用がされています。
平成29年4月の静岡県の優先入所指針の改正、昨今の介護者の状況等の社会情勢の変化等を踏まえ、富士圏域指定介護老人福祉施設入所指針についても、現状に即した適正な指針とするため、一部改正を行っていることから、当該指針の運用状況を確認します。
- (8) 有料老人ホーム等に併設する事業所の適正な運営
住宅型有料老人ホーム等に併設し、当該有料老人ホーム等の入居者を主な利用者とする訪問介護事業所や通所介護事業所について、個別サービス計画に沿って適切にサービス提供を行っておらず、施設サービスのサービス提供をしている事業所が見受けられることから、これらの事業所に対して適正な運営を指導します。
- (9) 通所系事業所における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底
静岡県内の認定こども園における置き去り事案を受け、介護事業所においても送迎時の利用者の安全管理の徹底を図るよう指導します。

5 適正な請求

加算等についての基本的な考え方を理解しているか、要件を満たした報酬の請求が行われているか、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けていないか等について確認することにより、不適正な報酬請求の防止を図ります。また、利用料等について、利用者に対する事前の説明を徹底するよう指導することにより、支払上のトラブルを回避し、利用者及び事業者双方の保護を図ります。

【留意事項】

- ア 加算等についての基本的な考え方、請求の方法等について理解の促進のため、報酬基準がいかなる法令等により規定されているのか、報酬算定告示、解釈通知、Q&Aの構成等を十分理解するよう努めること、事業所内に法令集等を備えておくべきこと、報酬基準について疑義が生じた際にはこれら法令等に立ち戻って検討すべきことを指導します。
- イ 利用料について、重要事項説明書等の書面に位置付けた上で、請求に係るサービス提供の前に、利用者に対して十分に説明するよう指導します。特に、加算に係る介護サービス利用料やその他の日常生活費等の支払を受けるに当たっては、利用者に対してあらかじめ十分に説明するよう、強く指導します。
- ウ 一般的に日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品）については、利用者等の希望を確認した上で提供されるものであって、事業者（又は施設）がすべての利用者等に対して一律に提供し、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められないことを周知します。
- エ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売は、利用者の居宅において提供されるサービスであり、事業所においてサービスを提供するために必要な福祉用具については、原則として事業所の負担において整備しなければならないことを周知します。
- オ 介護報酬の請求に当たっては、報酬基準上の要件を担保していることが必要であり、毎月の報酬請求においては介護サービス事業者自ら内容を検証することが求められること、報酬基準上の要件を担保しているか否かは事業者に举证責任があることについて理解の促進に努めます。
- カ 報酬基準上の要件の一部として、人員基準を満たしていることが必要であることをふまえて、毎月の報酬請求を行う前に、人員基準を毎月で満たしているかどうか確認するよう指導します。

6 法令遵守

(1) 人員に関する基準及び勤務体制の確保

介護サービスの質を確保する観点から、人員基準を満たす従業者数の確保と、従業者による適切なサービスの提供が行われるよう、指導を徹底します。

【留意事項】

- ア 人員基準がいかなる法令等により規定されているのか、基準省令、解釈通知、Q&Aの構成等を十分に理解するよう努めるとともに、事業所等に法令集等を備えておくべきこと、基準について疑義が生じた際にはこれら法令等に立ち戻って検討すべきことを指導します。
- イ 従業者（管理者を含む。）の勤務予定表を作成する際に人員基準を確認し、毎月で人員基準を満たすかどうか、サービス提供前に、あらかじめ確認するよう指導します。

- ウ 従業者（管理者を含む。）の勤務実績を確認できる書類を適切に整備するよう指導します。
- エ 形式的には人員基準を満たしている場合でも、兼務が過剰であること等により本来求められる職務上の役割が果たされていない状況が散見されるため、利用者に対し適切なサービスを提供するために必要な体制を整えるべきことを指導します。
- オ 介護サービス事業所等において、介護に直接携わる職員のうち、無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるよう指導します。

(2) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は、利用者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は当該法律に基づく命令を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備する必要があります。業務管理体制の届出を徹底するとともに、4又は5(1)をふまえて、各事業者の法令遵守責任者に対して、法人における遵法意識の向上を図るよう指導します。

7 その他

(1) 介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善の確保を図る目的で創設された介護職員処遇改善加算制度については、運営指導において、加算の算定要件に合致しているか、また、事業所の管理者がキャリアパス要件等の内容の理解ができているかに加えて、介護職員等特定処遇改善計画の周知が適切な方法により実施されているかを確認します。

なお、キャリアパス要件にはⅠ、Ⅱ、Ⅲがあり、これらの要件全てと職場環境等要件を満たすことにより最も加算率の高い加算区分（Ⅰ）を算定することができますが、加算区分（Ⅰ）以外の事業所には、加算区分（Ⅰ）へ移行するための助言を行うとともに、令和元年度に創設された介護職員等特定処遇改善加算や令和4年10月創設の介護職員等ベースアップ等支援加算の算定に向けた取組についても助言を行います。

(2) ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者に対して、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導します。

(3) お泊りデイについて

介護サービス事業者に対し、厚生労働省の「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」に沿ってサービスを提供するよう指導します。特に宿泊サービスを提供する場合の届出及び宿泊サービスの提供により事故が発生した場合の連絡等については漏れなく行われるよう指導します。

(4) 福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

サービス提供の開始に際しての事業者から利用者に対する重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても説明するよう指導します。